

## 呉市社会福祉協議会役員報酬規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人呉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

**第2条** この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

**第3条** 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長及び常務理事（以下「会長等」という。）については、報酬を支給する。
- (2) 会長等以外の役員については、報酬を支給しないこととし、当該役員がその職務のため、理事会等に出席したときは、別表1のとおり費用を弁償する。
- (3) 前号に規定する費用弁償は、会長等並びに行政機関の職にある者については、支給しないものとする。
- (4) 役員がその職務のため出張したときは、本会処務規程の旅費に関する規定に基づき、旅費を支給する。この場合、費用弁償は行わない。

(報酬等の算定及び支給方法)

**第4条** 役員に対する報酬等の額及び支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とし、毎月18日に支給する。なお、当該支給日が休日にあたる場合は、本会給与規程に準じて支給する。
  - (2) 新たに会長等に就任した者の報酬については、その月分から支給する。
  - (3) 会長等を退任し、または解任された者若しくは死亡したときの報酬については、その月分まで支給する。ただし、その月に再び就任したときは、その月分の報酬は支給しない。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、当該費用を控除して支給する。

(公 表)

**第5条** 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

**第6条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

**第7条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月27日から施行する。

2 「社会福祉法人呉市社会福祉協議会会長報酬規程」（平成 21 年 4 月 1 日施行），「社会福祉法人呉市社会福祉協議会役員等費用弁償規程」（平成 21 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

別表 1

区 分	金額（日額）
費用弁償	3, 0 0 0 円

別表 2

報酬区分	金額（月額）	備考
会 長	2 0 0, 0 0 0 円以内	
常務理事	5 0, 0 0 0 円以内	本会職員を兼務している場合